

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則

京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

別表中「，上下水道局」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月末日現在における財産の増減及び現在高に係る会計管理者への報告については、この規則による改正後の京都市財産記録管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(会計室)